

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第4号

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和36年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>513人</u> (3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>38人</u> (4)から(10)まで <省略> (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>43人</u> 2及び3 <省略>	(定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>535人</u> (3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>39人</u> (4)から(10)まで <省略> (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>45人</u> 2及び3 <省略>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。